

昭和村孤独・孤立対策安否確認連絡調整会議設置及び安否確認事業実施要綱

（目的）

第1条 孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、孤立・孤独対策推進法（令和5年法律第45号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、昭和村孤独・孤立対策安否確認連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

また、一人暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯等（以下「高齢者等」という。）に対し、訪問等による安否確認を行うことで、高齢者等の安全で安心した生活を支援し、かつ日常生活の不安解消と心身の状態把握等に努めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るために必要な情報の交換、支援の内容に関すること
- (2) 高齢者等の心身の状態等を把握・共有に関すること
- (3) その他、孤独・孤立対策、安否確認事業の実施に必要な事項

（構成）

第3条 調整会議は次の関係機関に属する者をもって構成する。

- 2 調整会議の構成員は、昭和村社会福祉協議会、昭和村地域包括支援センター、昭和村高齢者等見守り支援員、昭和村保健福祉課に属する者。
- 3 調整会議に議長及び副議長を置く。
- 4 議長は保健福祉課長とし、副議長は福祉係長とする。

（議長及び副議長）

第4条 議長は調整会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副議長は、議長を補佐するとともに、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 調整会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、協議事項の内容により、構成員全員の出席を求める必要がないと認められるときは、構成員の一部の出席により、会議を開催することができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、会議の協議事項に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

4 調整会議の開催及び調整会議の資料は非公開とする。

(事務局)

第6条 調整会議の事務局は、保健福祉課内に置く。

(安否確認事業の実施主体)

第7条 この事業の実施主体は、昭和村（以下「村」という。）とする。ただし、村長は、この事業の全部又は一部を村長が適当と認める個人に委託することができるものとする。

2 個人に事業を委託した場合、村長は受託者に対して「昭和村高齢者等見守り支援員」の身分証を発行する。

(安否確認事業の対象者)

第8条 この事業の対象者の範囲は、本村に住所を有する概ね70歳以上の一人暮らし高齢者及び75歳以上の方のみの世帯の高齢者とし、調整会議において対象者を決定する。ただし、村長が必要と認める場合はこの限りでない。

(安否確認事業の内容)

第9条 この事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 対象者宅への訪問等による安否確認
- (2) フレイル予防に関する業務
- (3) 関係機関との連携業務
- (4) その他必要とされる業務

(安否確認事業実施に係る経費)

第10条 この事業を委託する場合の経費（人件費・諸経費）については、委託料として予算の範囲内で村が受託者に支払う。

(秘密の保持)

第11条 調整会議及び事業に従事する者は、業務上知り得た秘密及び個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年９月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。